議案第９８号

大牟田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 ６ 年 ２ 月２２日提出

大牟田市長　　関　　好　孝

大牟田市介護保険条例の一部を改正する条例

大牟田市介護保険条例（平成１２年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項各号列記以外の部分中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項第１号中「３７，３２０円」を「３２，７６０円」に改め、同項第２号中「５０，００９円」を「４８，２４０円」に改め、同項第３号中「５２，２４８円」を「４９，６８０円」に改め、同項第４号中「５９，７１２円」を「５７，６００円」に改め、同項第５号中「７４，６４０円」を「７２，０００円」に改め、同項第６号中「８２，１０４円」を「７９，２００円」に改め、同号イ中「又は第１０号イ」を「、第１０号イ、第１１号イ又は第１２号イ」に改め、同項第７号中「９７，０３２円」を「９３，６００円」に改め、同号イ中「又は第１０号イ」を「、第１０号イ、第１１号イ又は第１２号イ」に改め、同項第８号中「１１１，９６０円」を「１０８，０００円」に改め、同号イ中「又は第１０号イ」を「、第１０号イ、第１１号イ又は第１２号イ」に改め、同項第９号中「１１９，４２４円」を「１１５，２００円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第１１号イ又は第１２号イ」に改め、同項第１０号中「１３４，３５２円」を「１２９，６００円」に改め、同号ア中「６００万円」を「５００万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第１２号イ」を加え、同項第１１号中「１４９，２８０円」を「１５１，２００円」に改め、同号を同項第１３号とし、同項第１０号の次に次の２号を加える。

(11)　次のいずれかに該当する者　１３６，８００円

ア　合計所得金額が６００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第

３９条第１項第１号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12)　次のいずれかに該当する者　１４４，０００円

ア　合計所得金額が７００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第９条第２項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「２２，３９２円」を「２０，５２０円」に改め、同条第３項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「２２，３９２円」を「２０，５２０円」に、「３７，３２０円」を「３４，９２０円」に改め、同条に次の１項を加える。

４　第２項の規定は、第１項第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和６年度から令和８年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、第２項中「２２，５２０円」とあるのは「４９，３２０円」と読み替えるものとする。

付　則

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

２　改正後の大牟田市介護保険条例の規定は、令和６年度以後の年度分の保険料について適用し、令和５年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

令和６年度から令和８年度までにおける介護保険の保険料率を定めるに当たり、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。